

## 建築開発課

### 1 良質な市街地形成、安全で安心して暮らせる持続可能な居住環境をめざして

#### (1) 次世代へつなぐ良質な建築ストックの形成（建物の安全・安心・CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の推進）

##### ■「建築基準法」に基づく確認、検査

良質な建築ストックの形成に向け、住宅や不特定多数が利用する建築物等を対象として特定工程を指定し中間検査を実施するなど、建築物の建築確認や検査、定期点検結果の審査を通して、安全・安心な建築物の普及を推進します。

建築確認件数（実績）県内すべて （計画変更、建築設備、工作物は除く）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,855	7,070	6,702	6,282	6,077

##### ■福祉滋賀のまちづくり条例、建築物省エネ法、長期優良住宅法等に基づく審査、指導

高齢者や障害者等の施設利用の利便性や安全性の向上およびCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの実現に向け、建築物の計画への指導や助言を通して、安全・安心で高度な省エネ性能等を有する建築物の普及を推進します。

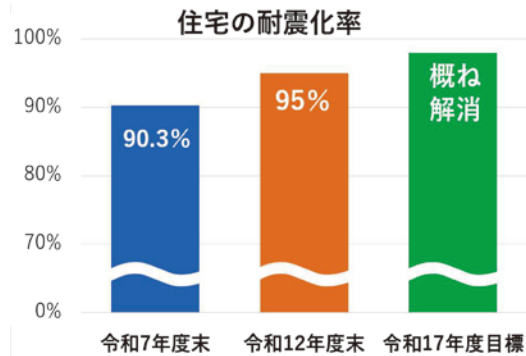
#### (2) 災害への備え（地震防災対策の推進）

##### ■既存建築物の耐震診断、耐震改修の推進

災害に備えのある安全な地域社会づくりを進めるため、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修を促進するとともに、人の生命を守る減災への取組みを進めます。

##### ■被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の体制整備

大規模災害の発生により、多くの建築物や宅地が被災した場合において、県民の安全を確保するため、判定活動を実施できるように判定士を養成し、万が一の地震災害に備えます。



(R8年4.1現在)



能登半島地震での被災建築物応急危険度判定の様子

被災建築物応急危険度判定士	1,285名
被災宅地危険度判定士	843名

能登半島地震・派遣実績（延べ人数）	県	市町	日数
被災建築物応急危険度判定	48	84	18
被災宅地危険度判定	2	4	6

### 2 安全・安心で優良な宅地開発、盛土規制の推進

##### ■都市計画法に基づく開発・建築許可および盛土規制法に基づく盛土許可制度の的確な運用

無秩序な市街化を防止するため、開発行為等の許可を行っています。

また、令和7年4月1日より県全域を盛土規正法に基づく規制区域に指定し、規制を開始しました。これにより、一定規模を超える盛土を行う場合は許可が必要となることで、不法・危険盛土を防止し、県民の安全・安心を確保していきます。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開発・建築許可件数	6	12	9	6	9	17	13
盛土許可件数	—	—	—	—	—	—	47